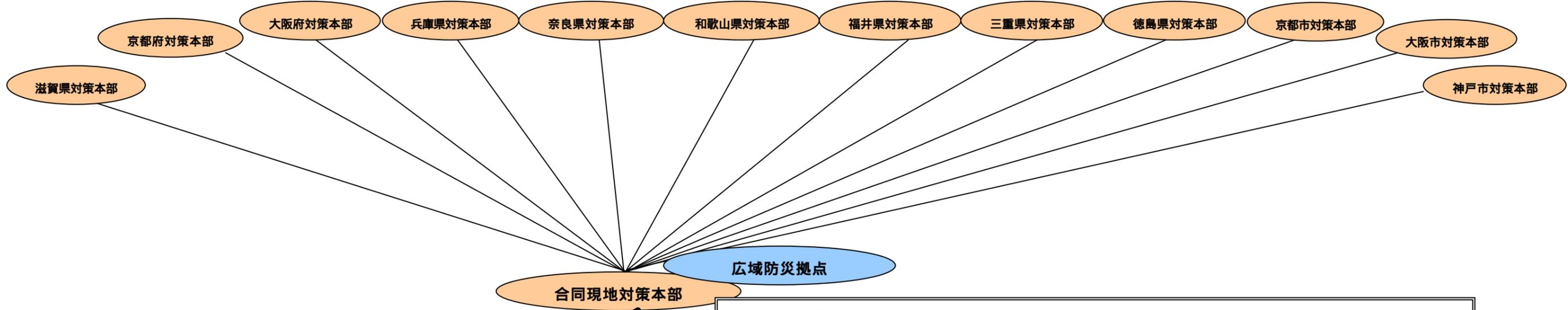


(合同現地対策本部における想定調整項目)

資料 1



本部の現地機関として行う事務
 被害状況、被災地の対応状況および広域的支援状況の把握
 被災地からの要望の把握、要望事項の本部への伝達
 被災地の地方公共団体との調整
 政府の行う施策についての被災地への広報
 国または、国に申し出のあった機関等の支援に係る人員、物資の輸送及び供給に関する連絡調整。
 国の施設を活用した避難者の収容についての連絡調整
 政府調査団、大臣等政府関係者による現地調査、現地視察等に係る日程等の連絡調整
 その他現地対策本部の役割を果たすために必要な事務

本部の指示により又は都道府県等からの要請を受け、都道府県災害対策本部等の行う事務の支援
 自衛隊、海上保安庁、警察（広域緊急援助隊を含む。）緊急消防援助隊等の広域的支援部隊及び現地の消防、警察等の行う救助・救急及び消火活動の調整
 国立病院、国立大学病院、自衛隊等国の機関、周辺地方公共団体の医療機関、現地の医療機関、民間医療機関等の救護班の行う医療活動の調整
 被災地における避難者の収容に関する調整
 被災地における緊急輸送に関する調整
 その他本部長が必要と認めたもの